

【募集方法など】

・募集方法は、健康増進課にて直接募集方式とし、選定方法は、入札方式で行う。

（同程度の規模である庁舎の有料広告募集と同様）

・広告設置個所（別紙資料2）

・広告料は、規則で定める額を最低募集価格として設定。

集団健診室壁面 B2サイズ 48,000円

エレベーター棟内壁面 B2サイズ 24,000円

（栗東市庁舎等有料広告取扱要領及び行政財産使用料条例施行規則より）

【広告掲載不可となる広告掲載及び広告事業者の基準について】

栗東市有料広告掲載要綱第3条第1項

- （1）国及び地方公共団体の法令、条例及び規則に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- （2）公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- （3）政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝（個人の名刺広告を含む。）に関するもの
- （4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する営業に関するもの
- （5）大げさな表現、根拠のない表現又は射幸心を著しくあおる表現を含むもの
- （6）あたかも市が推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- （7）男女の性差別又は性別による固定的な役割分担若しくは固定観念を助長するおそれがあるもの
- （8）その他広告媒体に掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

栗東市有料広告掲載要綱第3条第2項

- （1）行政機関から不利益処分（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 4 号に規定する不利益処分をいう。違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている者
- （2）建設工事等指名停止基準（平成元年栗東町告示第 4 号）の規定により指名停止を受けている者又は建設工事等指名停止基準第 2 条第 1 項に定める措置要件に該当する行為を行った者
- （3）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与している者、暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威圧若しくは暴力団員を利用している者又は暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与している者
- （4）市税を滞納している者
- （5）前各号に掲げるもののほか、市の社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがあると市長が認める者

【今後のスケジュール予定について】

8月中旬 入札公告

9月中旬 開札

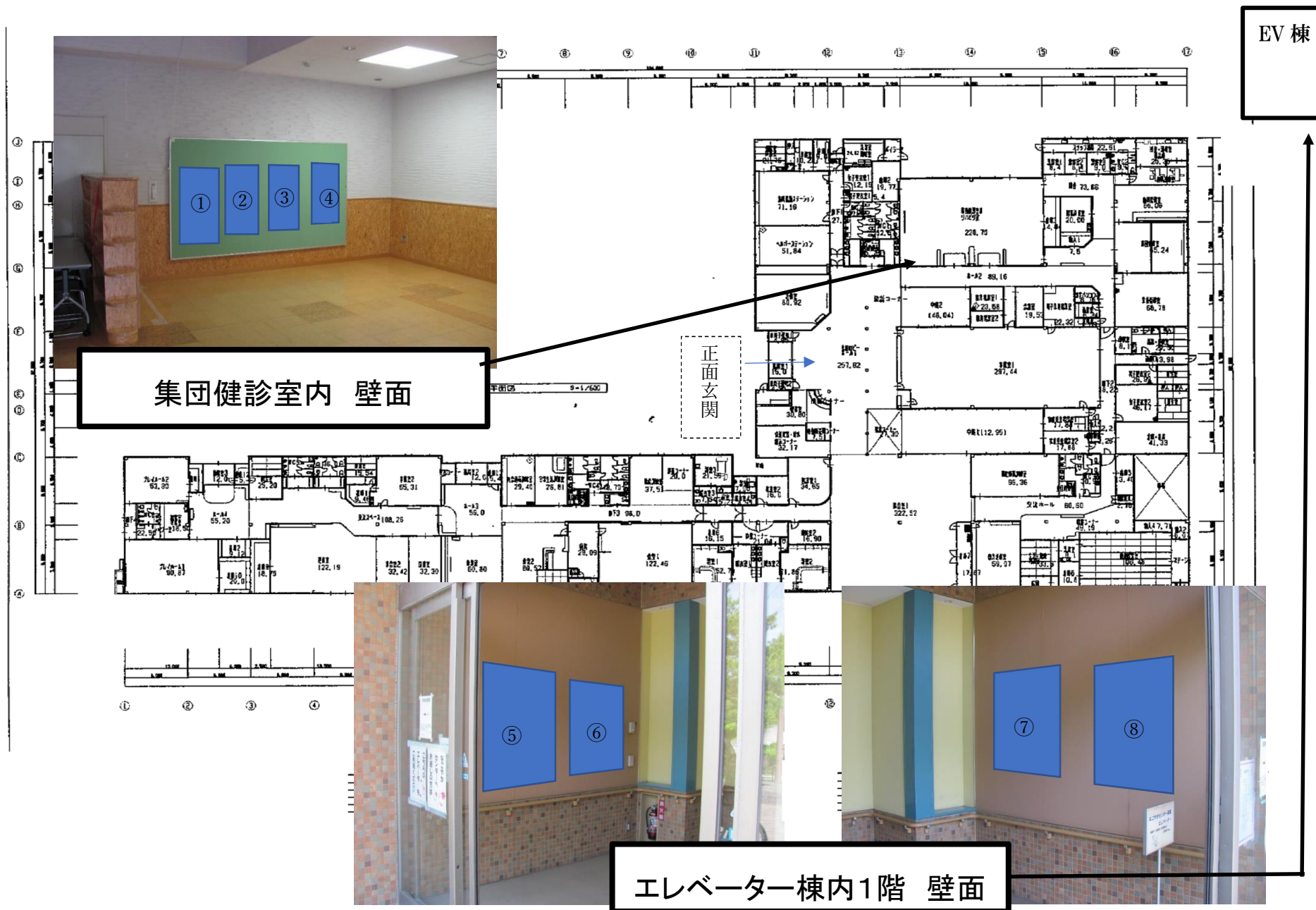
9月中旬～10月末 入札された広告について課内及び広告審査会にて審査。審査で広告掲載可の場合、広告事業者と契約締結、行政財産使用の手続き等

11月 広告掲載

* 広告枠が埋まらない場合は、市 HP 上にて随時募集（先着順で広告主を決定）。

栗東市総合福祉保健センター 有料広告設置予定箇所

資料2



栗東市庁舎等有料広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栗東市の庁舎等の公用財産（以下、「市庁舎等」という）に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載及び広告事業者の基準)

第2条 市庁舎等に掲載できる広告及び広告事業者は、市として品位及びイメージを妨げないもの並びに市民に不利益を与えないよう中立性が確保できるものとするため、栗東市有料広告掲載要綱第3条第1項に掲げる掲載基準及び第2項に掲げる事業者の基準のいずれにも該当しないものに限る。

(広告施設の位置等)

第3条 広告施設の位置、掲載する広告の規格及び広告掲載の期間は、市長が別に定める。

(使用料)

第4条 広告掲載のために公用財産の使用に係る行政財産使用料（以下「使用料」という。）は、広告面積、広告掲載場所等を勘案し、栗東市行政財産使用料条例施行規則第2条第1項により定めた使用料を徴収する。

2 使用者は、使用の許可の際に、その使用料を納付しなければならない。

但し、特別の理由があるときは、当該年度に属する分につき、同年度内において期日を定め、分割して納付することができる。

(広告の申込み)

第5条 市庁舎等に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、栗東市庁舎等広告掲載申込書（様式第1号）に、誓約書（様式第1号の2）および掲載しようとする原稿（完全な原稿、電子データ等を含む。以下同じ。）を添えて、市が指定する日までに市長に提出しなければならない。

2 毎年2月の市が指定する日から、次年度に掲載する広告の申込みを受け付ける。

3 申込みの受け付けは執務時間内とする。ただし、受け付け初日は午前9時から午後5時15分までとする。

4 広告の申込みは先着順により受け付ける。ただし、申込書が郵送により提出された場合は、到着日の午後5時15分に到着したものとする。

5 前項本文の規定にかかわらず、広告の申込みが同時であった場合は、抽選により申込み順を決定する。

6 入札又はプロポーザル方式（以下「入札等」とする。）による場合は、当該落札価格等により決定する。

(広告掲載の審査・決定等)

第6条 市長は、前条第1項の栗東市庁舎等広告掲載申込書を受理したときは、栗東市有料広告掲載要綱第7条に規定する栗東市広告審査委員会にて掲載の可否を決定し、申込者に栗東市庁舎等広告掲載許可（不許可）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市税を滞納している者の広告は掲載しないものとする。

(広告原稿の作成)

第7条 広告内容および広告掲載に関する一切の責任は、申込者が負うものとする。

2 広告原稿は、市長が指定する方法により申込者の負担で作成し、市長が指定する期日までに、市長が指定する方法により提出するものとする。

(使用料の返還)

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、申込者の責めによらない事由によって、広告を掲載できなかったときは、既納の使用料を返還することができる。

2 第1項の規定により返還する使用料には利子をつけない。

(掲載の取り消し)

第9条 市長は次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告主への催告その他の手続きをすることなく、広告掲載の決定を取り消し、または、掲載した広告の削除、もしくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 第2条に規定する基準を満たさなくなったとき
- (2) 指定された期日までに使用料を納付しなかったとき
- (3) 指定された期日までに広告原稿の提出がないとき
- (4) 市庁舎等への広告掲載内容が不相当であると判断したとき

2 前項の取消しにより、申込者に損害が生じても市長は、一切の責任を負わないものとする。

(原状回復義務)

第10条 広告掲載の許可の期間が満了し、又は広告掲載の許可を取り消されたときは、広告事業者は、直ちに、広告又は広告を掲載する物件を撤去し、広告媒体を原状に復さなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、栗東市有料広告掲載要綱の規定を適用する。

附 則

この要領は、令和 6年 2月 9日から施行する。

栗東市長

様

申込者

住所

名称

代表者名

印

電話番号

e-mail

栗東市庁舎等有料広告掲載申込書

栗東市庁舎等に有料広告を掲載したいので、栗東市庁舎等有料広告取扱要領第 5 条の規定に基づき下記のとおり申し込みます。

記

1 広告原稿（完全原稿をいう） 別添のとおり

2 広告希望媒体

施設	掲載箇所	サイズ	使用料	備考

3 申込みににおける承諾事項及び条件

承 諾 事 項	(1) 掲載の可否は市長が定める。 (2) 当社の栗東市分市税納付状況調査に同意する。 (3) 栗東市庁舎等有料広告取扱要領第 2 条の基準を満たすこと。また、この基準を満たさない場合、当該広告の掲載を取り消されても、何ら異議申し立てをしないこと。
広 告 の 条 件	- 栗東市屋外広告物等に関する条例、栗東市有料広告掲載要綱、その他の広告関連規程を遵守してください。 - 職員限定広告は掲載できません。
広 告 の 制 作 等	- 栗東市有料広告掲載要綱等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 - 広告の掲載及び撤去作業は、広告掲載事業者に行っていただきます。 - 広告の制作は、広告掲載事業者の費用負担により行ってください。 - 審査の上修正が必要になった場合、掲載開始の 3 営業日前までに審査が完了した広告原稿を提出してください。
財産の使用許可	広告を掲載する箇所について、栗東市公有財産管理規則の規定に基づく使用許可を受けてください。
そ の 他	広告掲載期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲載しない期間があっても、使用料は減額いたしません。

4 その他 事業内容がわかる案内パンフレット等を添付。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 広告掲載内容に虚偽はありません。
- 2 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 3 2の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

年 月 日

栗東市長 様

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 _____

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名 _____ ㊞

〔代表者の生年月日〕

生年月日（昭和・平成） 年 月 日

第 号
年 月 日

様

栗東市長

印

栗東市庁舎等有料広告掲載許可（不許可）通知書

年 月 日付けで申込みのありました栗東市庁舎等有料広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1、可とします

（1） 掲載内容等

原稿 別紙のとおり

（2） 広告掲載期間

（3） 使用料 円

（4） 使用料の納付

年 月 日までに同封の納付書により、指定の場所でお
支払ってください。

（5） 掲載条件

栗東市庁舎等有料広告取扱要領に従うこと。

2、不可とします

理由

栗東市行政財産使用料条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栗東市行政財産使用料条例（令和 年栗東市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の額)

第2条 条例第2条第1項第4号に規定する使用料の額は、次の各号及び別表に掲げる額とする。

- (1) 公営住宅（栗東市営住宅管理条例（平成14年栗東市条例第22号）第2条第1号の公営住宅をいう。以下同じ。）の目的外使用の使用料の月額 目的外使用する当該公営住宅の公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第2項に規定する入居者の収入が104,000円以下の場合の額を家賃算定基礎額として同条第1項に基づき算出した額。
- (2) 公営住宅の駐車場の目的外使用の使用料の月額 目的外使用する当該公営住宅の栗東市営住宅駐車場管理条例（平成6年条例第9号）第7条に規定する額。

(使用料の減免の申請及び決定)

第3条 条例第5条の規定による使用料の減免を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、行政財産使用料減免申請書（別記様式第1号）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえ、減免の適否を決定し、適切と認めたときは行政財産使用料減免決定通知書（別記様式2号）を減免申請者に交付し、減免しないことを決定したときはその旨を減免申請者に通知するとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

1 看板等広告物の設置による使用の場合

財産の種類	施設	掲載箇所	規格（縦×横）	使用料の額【年額（税込）】
看板等の広告物	栗東市庁舎	玄関出口 1階エレベーター 横	A1 841ミリメートル ×594ミリメートル	72,000円
			B2 728ミリメートル ×515ミリメートル	48,000円

	栗東市民体育館	2階観覧席 上部鉄柱間 (2か所)	3,200ミリメートル ×5,300ミリメートル	28,800円 (1か所)
		2階観覧席 上部鉄柱間 (2か所)	3,400ミリメートル ×6,600ミリメートル	28,800円 (1か所)
	総合福祉保健センター	保健センター集団 健診室内壁面	B2 728ミリメートル ×515ミリメートル	48,000円
		エレベーター棟内 壁面	B2 728ミリメートル ×515ミリメートル	24,000円

2 施設の使用による場合

財産の種類	施設	使用箇所	使用料の額【年額 (税込)】
建物	栗東市庁舎	食堂	360,000円
		案内板	330,000円
		番号案内システム	145,200円

備考 入札又はプロポーザル方式により使用を許可する場合の使用料の額は、当該落札価格等とする。この場合において、別表に掲げる使用料の額を下回ることができない。